

婚外子差別撤廃のため戸籍法改正を求める意見書

2013年9月4日最高裁判所大法廷は、14人の裁判官全員一致で、婚外子（嫡出でない子）の法定相続分を婚内子（嫡出子）の2分の1とする民法の規定（第900条第4号ただし書の一部）を憲法違反と決定した。

同年12月の臨時国会において、この規定は改正された。法務省では、この民法改正と併せて、出生届の「嫡出子」・「嫡出でない子」の別の記載欄を撤廃する戸籍法改正案を準備していたが、同年9月26日に最高裁判所第一小法廷がこの規定を合憲と判断したことから、「緊急性を要しない」という理由で改正案の提出を見送った。

しかし、婚内子と婚外子を区別する最も大きな民法上の規定が廃止された以上、戸籍法のこの規定はほとんど意味をなさないものであり、また、戸籍実務上も、出生届に基づく戸籍の作成に当たり、必要のないものである。

近年、諸外国においても婚外子差別の撤廃が進み、多くの国が法改正を行っている。我が国の戸籍法の規定は、既に改正された民法の相続分差別規定とともに、国連人権諸機関から繰り返し法改正を勧告されており、婚外子の人権尊重のために一刻も早い法改正が望まれている。

また、2004年11月に戸籍の続き柄の記載方法が変更され、婚外子も「長男」、「長女」等と記載されるようになったが、それ以前に出生届が提出された婚外子は、続き柄欄に「男」、「女」と記載され、婚外出生が明らかに分かるものとなっていた。そもそも、続き柄欄において「長（男・女）」、「二（男・女）」等と出生順に序列をつけていたのは、戦後廃止された家督相続の順序を明確にするためのものであり、現在では全く必要のないものである。現制度では、本人または母の申出により記載の変更は可能だが、現に婚外子差別がある中で、自ら名のり出ることには困難を伴う。また、国をはじめ、行政による広報も十分なされていないため、制度改正自体を知らない人も大勢いる。したがって、婚外子差別の要因を除去し、戸籍実務上不要な事項を廃止して事務を簡素化するためにも、続き柄欄を廃止することは極めて合理的である。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、婚外子差別を誘発しかねない要因を除去するとともに、戸籍実務上不要な事項を廃止して事務を簡素化するため、下記の事項を強く求める。

記

- 1 戸籍法第49条第2項第1号の規定を削除し、出生届における「嫡出子」・「嫡出でない子」の別の記載欄を廃止すること。
- 2 戸籍法第13条第4号及び第5号の規定を改正し、戸籍の記載事項から、実父母との続き柄及び養父母との続き柄を廃止すること。なお、続き柄廃止に伴い、性

別を明らかにする必要がある場合は、性別欄を設けること。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和2年6月24日

三鷹市議会議長 石 井 良 司